

議案第 33 号

利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決
処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

利根町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年利根町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のただし書を加える。

ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

第2条第5号ア中「（以下「手帳」という。）」及び「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号イ中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「かつ」を「かつ、」に改め、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号ウ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号エ中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「3級」を「3級又は4級」に改め、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号カ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号キ中「に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を「第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3

項（以下「政令第6条第3項」という。）の1級に該当する者」に改め、同号に次のように加える。

- ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者
- ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。